　東大阪健保環第３４２８号

　令和４年１２月２８日

枚岡薬剤師会会長　様

河内薬剤師会会長　様

一般社団法人　東大阪市布施薬剤師会会長　様

東大阪市保健所環境薬務課長

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令三条

の規定に基づき厚生労働大臣の指定する医薬品の有効成分の一部を改正する件に

ついて（周知依頼）

平素は、本市薬事行政の推進にご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

　さて、薬局製造販売医薬品の製造・販売品目については、昭和55年厚生省告示第169号により示されているところですが、今般、令和4年12月27日付け厚生労働省告示375号にて一部改正されました。厚生労働省より別添のとおり通知がありましたので、貴会会員に対し周知していただきますようお願いいたします。

薬局製造販売医薬品の承認を受けている薬局においては、薬局製剤指針収載の品目が変更されたことに伴い承認整理届の提出が必要となります。具体的な手続き方法については、後日改めて通知いたします。

**削除**された**品目（３品目）**（令和5年1月1日より）

|  |  |
| --- | --- |
| 一連番号 | 薬局製剤指針による処方番号 |
| ４４ | 歯科口腔用薬１ |
| ９３ | 外皮用薬４ |
| ９９ | 外皮用薬１０ |

＜連絡先＞

〒578-0941東大阪市岩田町4-3-22-500希来里5階

東大阪市保健所　環境薬務課

担当：愛水

TEL:072-960-3804　FAX:072-960-3807